

山梨県公報

号外第十号

平成十五年
一月二十一日

日 曜 金

目 次

監査委員

監査の結果に関する報告の公表……………一

監査委員

山梨県監査委員告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基づき包括外部監査人古屋俊仁から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二条の三十八第三項により、次のとおり公表する。

平成十五年二月二十一日

山梨県監査委員	丸 山	義 秋	明 朗
同	早 川	正 茂	松 秋
同	前 島	宮 原	育 松
同	同	同	同

Ⅰ 包括外部監査の概要

第 1 外部監査の種類

地方自治法第 2 5 2 条の 3 7 第 1 項及び第 2 項に基づき包括外部監査

第 2 選定した特定の事件及び監査対象年度

「貸付金の管理・運営について」をテーマとした。監査の対象年度は平成 13 年度とし、必要に応じて平成 14 年度及び過年度を対象にした。

第 3 特定の事件の選定理由

日本経済全体がデフレーション下にあり経済不況が深刻化している。特に産業における金融システムが不良債権の早期処理圧力のもとで縮小傾向にあり、信用創造という本来の機能が発揮されていない状況にある。

この影響は地方経済に深刻な影響を与えており、本来の設備投資は新規投資も更新投資も含めて需要が慎重になっている。

このような状況のもと、地方公共団体がその産業基盤の整備とともに、地域の地場産業の振興発展などの政策に一層の努力を傾けなければならない時代になっている。

他方、国の財政における国債依存度とその累積残高の膨張の結果、不況下において、財政の硬直化が進展し、補助金の見直しから国の制度融資自体の見直し、さらには地方交付税の見直しが議論されている。この結果、山梨県においても、商工業・農業・林業における産業基盤の振興維持を図るための融資のみならず福祉関係の融資制度自体も従来の有り様が見直されなければならない状況にある。

第 4 外部監査の方法

県の企画部、総務部、福祉保健部、森林環境部、商工労働観光部、農政部、土木部及び教育委員会が所管する 55 のうち 53 の貸付金を監査の対象とした。

これらの貸付金には、国の制度融資と県の独自の政策あるいは国の制度を補完する貸付金があり、金融機関への預託金の形式をとりながら間接的な融資となるものが含まれる。さらに、貸付業務を外郭団体に委託しているものがある。

これらの貸付金の申請から実行そして回収にいたる債権管理手続きについて、書類検査を中心にし、さらに外郭団体での管理状況ならびに、貸付対象となる設備の現地視察を行った。

第5 監査実施期間

平成14年7月1日から平成15年1月15日まで

第6 外部監査の着眼点

1. 合规性・経済性

- (1) 貸付手続きは法令条例規則要綱に準拠しているか。
 - (2) 審査手続きは適切か。
 - (3) 貸付台帳の記録は正確か。
 - (4) 契約書・利息計算書等の根拠資料は適切に保存されているか。
 - (5) 担保（人的・物的）は保全されているか。
 - (6) 延滞債権の記録・管理は適正か。
 - (7) 回収不能の発生防止策は適切か。
2. 有効性
- (1) 貸付についての広報は適切か、債権に関する情報開示は適切か。
 - (2) 貸付金の制度趣旨に即して有効に運用されているか。

報告書中における合計数値等の表示は、端数処理の関係から合計数値等とその内訳の合計が一致しない場合がある。

II 包括外部監査の結果

第1 監査対象貸付金の概況

1. 地方公共団体の貸付金の意義

地方公共団体の貸付金は、第一に地方政府としての財政政策といえる。補助金のようにその対価を要求しない公金の支出は制約を受けるが、貸付金は、将来償還を予定しているのでより政策的にかつ広範囲に実施しうる。

一般的に民間金融機関に比して低利・長期であることから次のような機能を有している。

- ① 補助金性
低利あるいは無利子による資金コスト面の補助金としての機能。
- ② 信用リスクの補完性
民間金融機関等への預託金による融資の促進又は保証協会への預託金による公的保全の拡大等による金融システムの信用リスクを補完する機能。
- ③ 民間金融機関の与信の補完

対外信用の低い零細事業者への融資による政策的与信の供与機能。

財政政策は、公的支出により完全雇用、経済成長等を目標として経済の安定的発展を目的としている。

公的貸付金も民間金融機関の貸付金も一定の消費及び投資需要を喚起するが、生産設備等の新規・更新投資による生産力増出効果は個別財貨市場において供給超過をもたらし、必要成長率をおしあげる。これに見合う需要が生み出されれば均衡成長経路をたどることになるが、市場構造の転換あるいは、個別市場の成熟化などによりこの供給に見合う需要が生じない場合には供給能力超過は解消されない。これが総需要レベルで生じている状態がデフレーションである。

また、貿易と資本移転の自由化は、比較生産費の原理による工場や産業の海外移転をもたらし、この結果としての産業構造の変動や、低廉製品の輸入等により個別企業や事業者に大きな影響を与えている。このような状態は消費主体には交易条件を通じて消費者余剰を増加させたとしても、その雇用状況の悪化・労働市場の需給のミスマッチを通じて生産主体としての所得獲得機会の減少あるいは喪失により個人の生活に多大なる影響を与えている。

ここに、政府及び地方政府としての地方公共団体は、財政金融政策により、経済の急激な変動を防止し、安定的発展を図る責務がある。

産業社会の適切なインフラの整備は、社会にとって必要不可欠であるが、放置すれば市場の原理のもとで衰退消滅してしまう産業を保護し維持していくことも公

的部門の財政政策のひとつの目的があり、貸付金は補助金とらんで重要な政策的制度を形成しているものと考える。

第二に、公共事業・福祉事業を補完する事業である。

地方政府としての県は、その地域経済の基礎をなす産業の振興を図り、県民の雇用を維持しその経済状態の維持と向上を実現すること、そしてその構成主体である諸個人の困窮状態を克服しその福祉を向上させることは地方公共団体としての重要な使命である。

これを実現させるための諸政策と諸事業を円滑に推進するために、以下の領域などに税あるいは公債を財源とした貸付金制度がある。

① 工業・商業の振興政策

地方経済の基盤整備としての工業・商業地区を整備し、企業等を誘致し移転するための資金を助成、あるいは設備の更新・拡大する等のための資金を助成する。

② 都市計画

土地区画整理、市街化計画等を民間主体で行う場合、補助金とともに貸付金として資金を助成する。

③ 農業・林業政策

農業・林業の生産主体は比較的小規模であるが、地域経済において重要にして必須の産業であることから、その生産設備の導入による生産性の向上のための資金を助成する。

農業林業生産物市場の活性化・円滑化のための資金を助成する。

④ 福祉・教育政策

諸個人は、その個別的経済基礎は異なり、自助努力や自己責任では克服できない状態にある場合、この個人の潜在的能力を発揮できないような不平等な状態をその社会が要求する平等の状態にその個人を置くための機会を保証するために資金を助成する。

これらの、貸付金の意義をふまえて、山梨県（以下、県とする。）の資産としての債権の管理・保全が確実におこなわれることが重要である。

2. 貸付金の増減一覽表

(単位 円)

No	貸付金名	平成12年度 年度末残高	増加額 貸付額	減少額 回収額等	平成13年度 年度末残高
1	小規模企業者等設備導入資金	3,552,672,369	595,844,000	984,755,000	3,163,758,369
(1)	設備近代化資金	563,840,324	—	235,982,000	327,858,324
(2)	機械類貸与資金 小規模企業者等 設備導入資金	1,777,527,000	—	748,776,000	1,028,751,000
(3)	—	1,211,305,045	595,844,000	—	1,807,149,045
2	県車道中小企業設備貸与資金	1,101,886,000	253,660,000	270,734,000	1,084,812,000
(1)	先端技術促進 設備貸与資金	742,691,000	—	270,734,000	471,957,000
(2)	県車道中小企業 設備貸与資金	359,195,000	253,660,000	—	612,855,000
3	中小企業高度化資金	33,038,890,000	1,000,000,000	2,384,270,997	31,654,619,003
4	短期事業資金	3,114,000,000	4,390,357,000	3,527,357,000	3,977,000,000
5	信用保証協会特別貸付金	0	400,000,000	400,000,000	0
6	商工業振興資金 創造的中小企業 創出支援	7,698,008,000	2,140,806,000	2,340,234,000	7,498,580,000
7	—	2,541,000,000	157,771,000	594,011,000	2,104,760,000
8	勤労者住宅建設資金 労働者住宅生活協同組合 事業資金	0	147,019,000	147,019,000	0
9	—	0	30,000,000	30,000,000	0
10	勤労者福祉資金	0	120,262,000	120,262,000	0
	商工労働観光部 計	51,046,456,369	9,235,719,000	10,798,645,997	49,483,529,372
11	青果物資材等仕込資金 管吹川沿岸地区償還対策 資金	0	—	—	0
12	—	2,171,239,000	101,855,000	62,500,000	2,273,094,000
13	農業経営改善促進資金	0	62,500,000	62,500,000	0
14	農業改良資金	1,830,510,000	102,909,000	399,273,000	1,534,146,000
15	就農支援資金	125,298,000	18,662,000	—	143,960,000
	農政部 計	4,127,047,000	285,926,000	461,773,000	3,951,200,000
16	林業公社造林推進事業資金 林業公社造林推進事業資金 (恩賜林特別会計)	9,510,044,416	554,789,000	—	10,064,833,416
17	—	74,797,000	—	—	74,797,000
18	分収育林事業資金	15,594,000	590,000	—	16,184,000
19	公的分収育林事業資金	2,973,000	—	—	2,973,000
20	森林組合事業促進事業資金	0	110,000,000	110,000,000	0
21	林業優良苗木確保資金	0	50,000,000	50,000,000	0
22	しいたけ原木確保資金	0	80,000,000	80,000,000	0
23	農産物流通活性化資金	0	175,000,000	175,000,000	0
24	木材産業等高度化推進資金	131,500,000	115,500,000	131,500,000	115,500,000
25	林業改善資金	116,368,000	54,240,000	41,798,000	128,810,000
26	林業就業促進資金	8,400,000	2,400,000	—	10,800,000
27	浄化槽検査機関貸付金	2,700,000	—	900,000	1,800,000
	森林環境部 計	9,862,376,416	1,142,519,000	589,198,000	10,415,697,416

No	貸付金名	平成12年度 年度末残高	増加額 貸付額	減少額 回収額等	平成13年度 年度末残高
28	母子寡婦短期援助資金	0	20,000,000	20,000,000	0
29	父子福祉資金	53,395,434	4,985,000	6,343,200	52,037,234
30	母子福祉資金	770,630,081	79,979,000	110,079,091	740,529,990
31	寡婦福祉資金	100,898,318	11,394,000	21,277,837	91,014,481
32	国保診療報酬支払資金	0	100,000,000	100,000,000	0
33	国保高額療養費貸付資金	0	10,000,000	10,000,000	0
34	民間社会福祉施設振興資金	11,590,000	30,000,000	20,765,000	20,825,000
35	小規模福祉等修学資金	35,676,000	5,616,000	2,412,000	38,880,000
36	山梨赤十字病院経営 健全化事業	840,000,000	—	60,000,000	780,000,000
37	重度心身障害者 居室等整備資金	63,556,692	—	11,703,300	51,853,392
38	高齢者居室等整備資金	77,942,870	—	17,548,346	60,394,524
39	介護保険財政安定化基金 事業	1,900,000	97,700,000	—	99,600,000
40	看護職員修学資金	2,572,935,441	152,946,000	67,217,716	2,658,663,725
	福祉保健部 計	4,528,524,836	512,620,000	447,346,490	4,593,798,346
41	個人住宅災害緊急建設資金	178,694	—	134,018	44,676
42	住宅供給公社事業資金	0	3,000,000,000	3,000,000,000	0
43	住宅新築資金	2,369,192,444	86,333,000	146,867,925	2,308,657,519
44	住宅供給公社 賃貸住宅建設資金	14,078,000	—	1,129,000	12,949,000
45	組合等土地区画整理事業	378,000,000	100,000,000	348,000,000	130,000,000
	土木部 計	2,761,449,138	3,186,333,000	3,496,130,943	2,451,651,195
46	リニアモーターカー 土地開発公社 に係る貸付金	13,400,000,000	—	—	13,400,000,000
47	経営再建事業資金	0	5,000,000,000	5,000,000,000	0
48	消費者訴訟費用	0	—	—	0
	企画部 計	13,400,000,000	5,000,000,000	5,000,000,000	13,400,000,000
49	山梨県奨学金	66,615,800	578,000	6,559,000	60,634,800
50	定時制課程等修学奨励金	2,802,700	1,068,000	—	3,870,700
51	高等学校等奨学資金	97,495,722	8,300,400	393,596	105,402,526
	教育委員会 計	166,914,222	9,946,400	6,952,596	169,908,026
52	地域総合整備資金	731,219,000	—	73,640,000	657,579,000
53	市町村振興資金	11,436,920,201	1,356,800,000	2,132,318,347	10,661,401,854
54	過疎地域振興資金	2,243,150,000	242,400,000	346,000,000	2,139,550,000
55	辺地振興資金	1,100,000,000	172,500,000	200,000,000	1,072,500,000
	総務部 計	15,511,289,201	1,771,700,000	2,751,958,347	14,531,030,854
	合 計	101,404,057,182	21,144,763,400	23,552,005,373	98,996,815,209

(注1) 「決算統計資料34表」と「財産に関する調査」から作成した。

(注2) 貸付金の名称について一部略しているものがある。

(注3) No41とNo44は監査対象から除いている。

第2 包括外部監査の指摘及び意見

1. 小規模企業者等設備導入資金(設備近代化資金)(No1ー(1))

<商工労働観光部 商業振興金融課>

【概要】

この貸付金は小規模事業者が設備投資を行う際に必要とする設備代金の2分の1を無利子で貸し付けることにより、設備投資の円滑化と振興に寄与することを目的とする。この貸付金には、国が2分の1の補助金を県に交付している。

平成12年度以降、小規模企業者等設備導入資金助成法の改正による貸与機関の一元化を図り、財団法人やまなし産業支援機構(以下、産業支援機構とする。)により小規模企業者(20人以下の企業)に間接貸付を行うこととなったが、平成11年度までは県が旧設備近代化資金として直接貸し付けていた。

この平成11年度までの県の直接貸付金の残高と償還は、表1と表2のようになり、順次回収されている。

(表1) 旧設備近代化資金の貸付金の状況

年 度	貸付額	償還額	残高
平成12年度	0	296,045,000	563,840,324
平成13年度	0	235,982,000	327,858,324

(単位 円)

(表2) 県の直接貸付金の償還状況

内 容	件数	(当初貸付)	償還	計
平成12年度5月	103件	(1,265,770,000)	148,938,000	
11月	94件	(1,186,510,000)	140,738,000	
繰上償還等	15件		6,369,000	296,045,000
平成13年度5月	85件	(1,069,130,000)	125,714,000	
11月	74件	(899,010,000)	103,853,000	
繰上償還等	18件		6,415,000	235,982,000

(単位 円)

【指摘または意見】

(1) 平成11年度までの未回収債権について処理すべきもの

平成13年度末の3億27百万円のうちに昭和34年から平成5年までの16件、49百万円が長期の延滞債権となっている(表3)。

他に、1件の未収債権になっている昭和20年代の設備貸付の残債240,000円が平成13年度に残っているが、これは、昭和31年に解散した会社であり、昭和57年の

休眠会社整理で法人そのものが消滅したものであり、平成14年度に国との手続きを含めて消滅手続きを行うこととなっている。

この16件の平成14年5月現在の状況は以下のように倒産・解散・会社更生法等により回収が困難になっているものである。

(表3) 長期延滞債権

区分	経営者の状況	連帯保証人	件数	金額	備考
倒産	〃	〃	4件	13,564,000	1件保証人少額返済
			3件	3,423,000	
解散	〃	〃	1件	1,130,000	請求回収可能
			2件	5,156,440	
更生法	〃	〃	1件	6,796,000	請求回収可能
			1件	3,604,335	
継続	〃	〃	4件	15,639,000	2件少額返済
			16件	49,312,775	
合計					

(単位 円)

貸付金の消滅時刻について、民法の規定が適用され(自治法236条第1項)、税金等の公法上の債権についての規定が適用されない(同2項)。

したがって、債権者である県は、債権管理において消滅時刻が完成しないように①納付期限までに納付書の発送、②督促状の発送の手続きをとることはもちろん、債務の承認書を徴取し、時刻の中断を図り、債権の回収に努めなければならぬ。また、債務者の財政状態により、①貸付契約の条件変更による返済猶予等を行う(地方自治法施行令171条の3)か、②担保付き債権については担保処分、③債務保証人に履行請求(地方自治法施行令171条の5)等の手続きを行うことになる。しかし、上記16件は、債務者の側から時刻の援用の申し出がないとの理由から、県の方から債権放棄を行ってこなかったものである。連帯保証人等に対する催告も含めた回収手続きを実施する一方で、明らかに回収不能のものは不納欠損処理(地方自治法96条1項10号)を行うべきである。

2. 小規模企業等設備貸与資金(No1-(2)), (3))

及び県単独中小企業設備貸与資金貸付事業(No2)

＜商工労働観光部 商業振興金融課＞

【概要】

制度創設以降、産業支援機構を通じて間接貸与を行っている。

この貸付金には、国が2分の1の補助金を県に交付している事業と、県単独の事業がある。

① 国の補助金による貸付

この制度は昭和31年度に旧設備近代化資金貸付金として発足し、昭和45年度に設備の割賦販売事業を、昭和61年度にリース事業を加えた制度である。形態は異なるが実質的に設備投資の資金貸付である。

(表4-1) 国の補助金による貸付の状況

年度	貸付額	償還額	残高
平成12年度	1,211,305,405	795,985,000	2,988,832,045
平成13年度	595,844,000	748,776,000	2,835,900,045

(単位 円)

(表4-2) 平成13年度事業者への貸付の内容

内容	件数	産業支援機構貸付金	うち県の貸付額
貸付金	18件	191,407,000	191,407,000
割賦	46件	488,583,000	244,291,000
リース	19件	320,292,000	160,146,000
計	83件	1,000,282,000	595,844,000

(単位 円)

② 県の単独事業

県は、昭和41年度に国の制度からはみ出した中小企業(300人未満、資本金3億円未満)に拡大し、昭和59年度に割賦販売事業、平成10年度にリース事業の資金融資を同じく産業支援機構を通じて貸付けける制度を発足させた。産業支援機構は、県からの借入金に36%、市中金融機関が64%の割合で資金を調達し、中小企業に設備の割賦販売・リース事業を行う原資としている。

(表5-1) 県単独貸付の状況

年度	貸付額	償還額	残高
平成12年度	359,195,000	255,533,000	1,101,886,000
平成13年度	253,660,000	270,734,000	1,084,812,000

(単位 円)